

1 農地中間管理事業

平成28年度事業について

〔基本方針〕

農地中間管理事業がスタートして3年目を迎え周知も進んできたが、取組に地域差がみられることから、これらを踏まえ、担い手への農地利用の集積・集約化を加速させるため、関係機関・団体との連携を強化して取り組むこととする。

〔重点推進事項〕

- ① 農地中間管理事業のPR及び取組成果の波及
- ② 関係機関・団体との連携の強化による業務推進
- ③ 農用地等の利用条件改善業務の実施

〔事業計画〕

- ① 農地中間管理事業のPR及び取組成果の波及
 - 受け手のいない農地の対応については、農業委員会組織と連携して、これら農地の情報共有を進め、リストを公表することにより幅広く借受者を募集する。
 - 出し手に対する制度の周知・PRを実施する。
- ② 関係機関・団体との連携の強化による業務推進

本事業の推進においては、県が主導する農地集積・集約化実践重点地区の取組等と連携しつつ、市町村では人・農地プランの見直し等を通じた地域での話し合いを推進し、農業委員会では農地情報に基づき、遊休農地対策や農地の掘り起こしを進めるとともに、JAでは出し手・受け手のマッチング等に協力しているところである。また、土地改良区では農地基盤整備事業地区等において本事業の活用を進めているところである。

 - 機構は、これら関係機関・団体との役割分担のもとに、人・農地プランの合意形成を進めるため、コーディネーター役の設置を引き続き支援するとともに、新たに設置される農地利用最適化推進委員の活動と連携して、担い手への集積・集約化を進める。

特に、農地利用最適化推進委員活動の積極的な活用を進めるため、農業委員会研修や制度発足の市町長等への個別面談等を通じ、事業をPRし連携した業務推進を図る。
 - 物納の対応については、中山間地域等で物納が大宗を占めるなど、物納を行わないと集積・集約化が進まない市町村に限り29年産から例外として認める。
 - 手数料の見直しについては、利用者の負担軽減の観点から、28年産の決済後に検討する。
 - 業務委託先との連携を強化し、業務の円滑化を図るため、業務委託先職員及び機構職員に対する基礎研修及び実務研修を実施する。（4月）

また、業務委託先を通じた現場からの要望・要請に積極的に対応していく。

③ 農用地等の利用条件改善業務の実施

- 国予算の優先配分を踏まえ、市町村等現場からの要望を受け農地耕作条件改善事業の事業主体として事業実施する。(H28年度要望：7地区、受益面積 85ha、事業費 180,260千円)

1 農地中間管理事業

区 分		平成28年度計画			平成27年度計画		
		件数	面積(ha)	金額(千円)	件数	面積(ha)	金額(千円)
賃貸借	借入	7,800	6,000	960,000	7,500	6,000	1,020,000
	貸付	3,900	6,000	960,000	5,100	5,980	1,016,600

2 農地売買等事業

区 分		平成28年度計画			平成27年度計画		
		件数	面積(ha)	金額(千円)	件数	面積(ha)	金額(千円)
売 買	買入	40	20	100,000	60	30	150,000
	売渡	30	20	100,000	50	30	150,000
賃貸借	借入	20	14.6	3,186	22	16.5	3,363
	貸付	17	14.6	3,186	18	16.5	3,363